

河内町告示第7号

令和4年第1回（3月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月14日

河内町長 野澤良治

1. 期 日 令和4年3月9日

2. 場 所 河内町議会議場

令和4年第1回（3月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	3月9日	水	午前10時	本会議	開会 委員会提出議案第1号 常任委員会委員の改選 議会運営委員会委員の改選 議案等上程 提案理由の説明 議案第1号～議案第12号及び 議案第20号～議案第22号 議案説明 議案第13号～議案第19号 (令和4年度各会計予算) 議案説明 予算審査特別委員会付託 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会
2	3月10日	木	午前9時30分	委員会	予算審査特別委員会
3	3月11日	金	午前9時30分	委員会	予算審査特別委員会
4	3月12日	土		休 会	議案調査
5	3月13日	日		休 会	議案調査
6	3月14日	月		休 会	議案調査
7	3月15日	火		休 会	議案調査
8	3月16日	水	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第12号及び 議案第20号～議案第22号 質疑・討論・採決 予算審査特別委員長報告 議案第13号～議案第19号 採決 閉会

令和4年第1回
河内町議会定例会会議録 第1号

令和4年3月9日 午前10時00分開会

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	牧山	龍雄君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	服部	隆君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
経済課	長	坂本	紀幸君
上下水道課	長	香取	秀一君
教育	長	鈴木	裕之君
教育委員会事務局	長	寺崎	光則君
町民課	長	石山	茂樹君
税務課	長	石山	哲也君
子育て支援課	長	足立	誠君
福祉課	長	吉田	茂久君
出納室	長	山田	さつき君
都市整備課	長	仲代	直人君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

1. 会議録署名議員

- 10番 星野初英君
11番 大野佳美君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年3月9日（水曜日）

午前10時00分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 委員会提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程4. 常任委員会委員の改選について
日程5. 議会運営委員会委員の改選について
日程6. 常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について
日程7. 議案第1号 河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について
議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例
議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例
議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第8号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定について
議案第9号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）
議案第10号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第11号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第12号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議案第21号 町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約について
議案第22号 訴えの提起について

- 日程 8. 議案第13号 令和4年度河内町一般会計予算
- 議案第14号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度河内町介護保険特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和4年度河内町下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度河内町水道事業会計予算

- 追加日程 1. 議長辞職の件
- 追加日程 2. 議長の選挙
- 追加日程 3. 副議長辞職の件
- 追加日程 4. 副議長の選挙
- 追加日程 5. 議席の一部変更

1. 本日の会議に付した事件

- 日程 1. 会議録署名議員の指名について
- 日程 2. 会期の件について
- 日程 3. 委員会提出議案第1号
- 日程 4. 常任委員会委員の改選について
- 日程 5. 議会運営委員会委員の改選について
- 日程 6. 常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について
- 日程 7. 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第20号
- 議案第21号

議案第22号
日程 8. 議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号

追加日程 1. 議長辞職の件
追加日程 2. 議長の選挙
追加日程 3. 副議長辞職の件
追加日程 4. 副議長の選挙
追加日程 5. 議席の一部変更

午前10時00分開会

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまより、令和4年第1回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（服部 隆君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第127条の規定により、

10番 星野初英君

11番 大野佳美君

兩名を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長（服部 隆君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日3月9日から3月16日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日3月9日から3月16日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださいま

すようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程3、委員会提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

星野議会運営委員会委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長星野初英君登壇〕

○議会運営委員長（星野初英君） おはようございます。

委員会提出議案第1号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会運営委員会の委員の定数を改めるため、河内町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

議会運営委員会の定数については、本条例第4条の2第2項において6人と定めておりますが、現在の議員数が欠員により10人であることから、5人に改めるものでございます。

議員各位の御賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って御連絡いたします。

午前10時03分休憩

午前11時15分開議

○副議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、議長服部 隆君から議長の辞職願が提出されたため、地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに決しました。

○副議長（高橋 稔君） 追加日程 1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、服部 隆君の除斥を求めます。

〔議長服部 隆君退場〕

○副議長（高橋 稔君） 事務局に辞職願を朗読させます。

伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤英樹君） それでは朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○副議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

服部 隆君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、服部 隆君の議長辞職を許可いたしますことに決しました。

ここで、服部 隆君の除斥を解きます。

〔4 番服部 隆君入場〕

○副議長（高橋 稔君） それでは、ここで服部 隆君より御挨拶をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 議長辞任に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

令和 2 年 2 月の臨時会におきまして議員各位の御推薦をいただき、河内町議会議長の栄職に就かせていただきました。この間、議員の皆様方、町長をはじめ管理職の方々、関係各位の御指導、御協力をいただき、本日まで大過なく職責を果たすことができました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も議会制民主主義を遵守し、河内町の発展のため努力いたす考えでありますので、御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、辞任の挨拶といたします。

○副議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程 2 として選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程 2 として選挙を行うことに決しました。

○副議長（高橋 稔君） これより、追加日程 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、副議長において指名いたすことに決しました。

それでは指名をいたします。

議長に、牧山龍雄君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました牧山龍雄君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、牧山龍雄君が議長に当選されました。

牧山龍雄君に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ここで、牧山龍雄君に当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔議長牧山龍雄君登壇〕

○議長（牧山龍雄君） 一言御挨拶申し上げます。

このたび、皆様の御推挙によりまして、河内町議会議長の栄に就くことができました。誠に身に余る光栄でございます。

私はもとより浅学非才でございますが、河内町の発展と円滑な議会運営のために、及ばずながら一生懸命努力いたすことを覚悟してございます。

何とぞ皆様方には御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

御協力ありがとうございました。本席を議長と交代いたします。

〔副議長高橋 稔君退席、議長牧山龍雄君着席〕

○議長（牧山龍雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。再開時間は追ってお知らせいたします。

午前 11 時 23 分休憩

午前 11 時 47 分開議

○議長（牧山龍雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで御報告申し上げます。

休憩中に、副議長高橋 稔君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程 3 とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程 3 とし、議題とすることに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 追加日程 3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋 稔君の除斥を求めます。

〔副議長高橋 稔君退場〕

○議長（牧山龍雄君） 事務局に辞職願を朗読させます。

伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤英樹君） それでは、朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

高橋 稔君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、高橋 稔君の副議長辞職を許可いたしますことに決しました。

ここで、高橋 稔君の除斥を解きます。

〔5 番高橋 稔君入場〕

○議長（牧山龍雄君） それでは、ここで高橋 稔君より御挨拶をお願いいたします。

○5 番（高橋 稔君） 副議長の退任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和 2 年 2 月に副議長の要職に就任後、2 年間職責を全うできましたことは、前服部議長をはじめ議員の皆様、執行部の皆様方の御指導、御協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

これからも議員の一員として、活力あるまちづくりに努力していく所存でございますので、変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として選挙を行うことに決しました。

○議長（牧山龍雄君） これより、追加日程4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたすことに決しました。

それでは指名いたします。

副議長に、諸岡周示君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました諸岡周示君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、諸岡周示君が副議長に当選されました。

諸岡周示君に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ここで、諸岡周示君に当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔副議長諸岡周示君登壇〕

○副議長（諸岡周示君） ただいまは議員各位の御推挙によりまして、副議長の職に就かせていただくことになり、身に余る光栄と存じ、心より感謝申し上げます。

牧山議長の下、補佐役として誠心誠意、議会運営に努力したい所存でございます。

皆様方の絶大なる御支援、そして御協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではありますが就任の挨拶にいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程5として行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程5といたして行うことに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。
変更する議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤英樹君） それでは、変更となる議席番号のみ朗読いたします。

4番牧山龍雄議員、8番服部 隆議員、以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

ただいまの朗読のとおり議席の一部を変更いたします。

氏名票を変更いたしますので、そのままお待ちください。

〔氏名票変更〕

○議長（牧山龍雄君） 日程4、常任委員会委員の改選についてでございますが、本件につきましても、委員会条例第7条第2項の規定により議長指名にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

総務経済常任委員会委員に宮本秀樹君、大野佳美君、星野初英君、服部 隆君、諸岡周示君、教育厚生常任委員会委員に高橋 稔君、高橋利彰君、佐川洋司君、山本 豊君、そして最後に私でございます。

以上のように決定いたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程5、議会運営委員会委員の改選についてでございますが、本

件につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により議長指名にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

議会運営委員会委員に宮本秀樹君、大野佳美君、星野初英君、服部 隆君、高橋 稔君、以上のように決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時58分開議

○議長（牧山龍雄君） 再開いたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程6、常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果についてであります。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、委員会において互選することになっております。各常任委員会及び議会運営委員会より、委員長、副委員長の選任について報告がありましたので、その結果について御報告いたします。

総務経済常任委員会委員長星野初英君、総務経済常任委員会副委員長服部 隆君、教育厚生常任委員会委員長高橋 稔君、教育厚生常任委員会副委員長高橋利彰君、議会運営委員会委員長宮本秀樹君、議会運営委員会副委員長星野初英君、以上、報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時からといたします。

午後零時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（牧山龍雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程7及び日程8の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 皆さんこんにちは。本日は令和4年第1回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

今まで河内町発展のために御尽力いただきました前議長の服部 隆議員、そして前副議長の高橋 稔議員、長い間本当にお疲れさまでした。また、新しく議長になられた牧山龍雄議長、そして副議長になりました諸岡周示副議長には、今後とも河内町発展のため、より一層の御活躍を御祈念と御期待を申し上げます。

依然として新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、ロシアのウクライナへの侵攻に世界中が注目しており、日本でも何らかの影響があると思いますので、一刻も早く終戦に向かってほしいと願うばかりです。

本町では、令和4年4月1日から過疎地域に指定されるため、先月、内閣府と総務省の担当者から過疎対策事業につきまして、レクチャーを受けてまいりました。

町民が望む政策にスピード感を持って進めていき、その情報を正確かつ敏速に分かりやすく伝えていかなければならないと職員に指示をしたところでもございます。そして、行政改革も含め、新しい体制で進めてまいります。

広報紙等でもお知らせしておりますように、かわち直販センターを産業観光交流拠点施設かわち夢楽としてオープンすべく、関連議案を上程しております。

議員の皆様におかれましては、体調管理に十分に留意されまして、町発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、令和4年第1回河内町議会定例会提出案件の提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号 河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、河内町産業観光交流拠点施設の設置に伴い、当該施設の管理運営に関して、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、住民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、河内町課設置条例等の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和3年8月の人事院勧告等を踏まえ、関係法令等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和3年8月の人事院勧告を踏まえた一般職の給与改定に伴う特別職の給与改定及びつつみ会館運営審議委員会委員の報酬を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和3年8月の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、固定資産税の納期前納付に対する報奨金制度について、本制度を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度から国民健康保険税の賦課方式及び税率を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定について御説明申し上げます。

本件は、稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改めるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から1億5,966万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9万7,000円とするものであります。

議案第10号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,499万1,000円とするものであります。

議案第11号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2,976万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,361万2,000円とするものであります。

議案第12号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から1,184万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,266万6,000円とするものであります。

議案第13号 令和4年度河内町一般会計予算、議案第14号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度河内町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 令和4年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和4年度河内町水道事業会計予算、以上7議案について御説明申し上げます。

国の経済については、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、景気は新型コロナウイ

ルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きが見られるとしており、先行きについては、感染対策に万全を期し経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされています。

このような状況の中、町の財政運営において、基幹歳入である町税収入につきましては、前年度とほぼ同額の8億1,920万円を見込みました。また、一般財源の柱である地方交付税については、国の地方財政計画等から、前年度比1億円増の17億5,000万円を見込みましたが、その他一般財源の伸びは期待できないことから、基金からの繰入れにより財源の調整を図りました。

歳出につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費や地方債残高の増加に伴う公債費が大きくなり、義務的経費は増加し続ける傾向にあります。こうしたことに加え、新型コロナウイルス感染拡大により税収減や感染症対策費などの増加が見込まれ、歳入歳出双方に影響を及ぼすものと見込んでいます。

また、普通建設事業につきましては、新設認定こども園建設事業、農村環境改善センター改修工事等、前年度比4億5,840万円増の7億8,621万円を計上いたしました。

令和4年度の予算編成に当たっては、町の財政状況や新型コロナウイルス感染症等による社会経済情勢が不透明な中であっても、今後の人口減少及び高齢化社会を見据えつつ、町民生活に直結する多くの事業を継続的に展開していくことはもとより、限られた財源を効率的、効果的に活用し、将来世代への負担の抑制を図りながら、複雑化、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう、創意工夫を凝らし、町民ニーズを的確に捉えた予算編成に努め、一般会計は前年度比12.5%増の51億23万円、特別会計を合わせた予算総額は79億1,898万円となり、水道事業会計は2億8,554万円となったところであります。

議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、河内町産業観光交流拠点施設に係る指定管理者をまちづくり河内株式会社に指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約について御説明申し上げます。

本件は、平成28年8月8日議決、議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付けについて、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 訴えの提起について御説明申し上げます。

本件は、町が管理する土地に構築物や土砂を設置し、不法に占有している者に対する構築物等妨害排除請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を

求めるものであります。

以上、議案22件について御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦勞さまでした。提案理由の説明が終わりました。

○議長（牧山龍雄君） 日程7、議案第1号から議案第12号及び議案第20号から議案第22号までを一括して議題といたします。

議案第1号 河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 議案第1号 河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、河内町産業観光交流拠点施設の設置に伴い、当該施設の管理運営に関して、本条例を制定するものであります。

本条例の施行期日は、令和4年4月1日となります。

なお、本条例の施行に伴い、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例を廃止するとともに、河内町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正するものです。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦勞さまでした。

次に、議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

小島秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（小島孝裕君） 議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、住民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、行政機構の再編成を行うものでありまして、出納室を会計課に改め、経済課を農政課とまちづくり推進課に分離し、子育て支援課を廃止して、分掌事務を教育委員会と福祉課へ振り分けるものでして、関係する河内町課設置条例、河内町議会委員会条例及び河内町子ども・子育て支援審議会条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和4年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦勞さまでした。

次に、議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和3年8月の人事院勧告等を踏まえ、関係法令等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすくする勤務環境の整備に関する措置等を加えるもので、施行期日は、令和4年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和3年8月の人事院勧告を踏まえた一般職の給与改定に伴う特別職の給与改定及びつつみ会館運営審議委員会委員の報酬を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、令和4年6月期及び12月期の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げるもの、及び令和3年12月期の期末手当引下げ相当額を、令和4年6月期の期末手当から減額し調整するものであります。また、つつみ会館運営審議委員会委員の報酬を年額報酬から日額報酬に改めるためのもので、公布の日から施行となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和3年8月の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、国に準じ、民間の支給状況を反映して、令和4年6月期及び12月期の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるもの、また、令和3年12月期の期末手当引下げ相当額を、令和4年6月期の期末手当から減額し調整するもので、公布の日から施行となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山税務課長。

○税務課長（石山哲也君） 議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例の概要を御説明申し上げます。

本件は、地方税法第365条の規定に基づき交付している固定資産税の納期前納付に係る報奨金制度について廃止するものであります。

この制度は、戦後の不安定な経済状況の中、日本の新税制に対する税収の早期確保と自主納付の意識向上を目的として創設されたものですが、社会情勢は大きく変化し、納税方法の多様化により納税者の利便性が大きく向上し、自主納付に対する意識が浸透していることなどから、納期前納付に係る報奨金を交付する規定を削除するものであります。

この条例改正の施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、令和4年度から国民健康保険税の賦課方式及び税率を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

国民健康保険税の賦課方式について、4方式（所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額）の合算額から2方式（所得割額、被保険者均等割額）の合算額に変更するとともに、国民健康保険税施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎賦課額に関わる賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額に関わる賦課限度額を19万円から20万円に引上げを行います。また、地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に対し、国民健康保険税の均等割額の減額措置を講ずるほか、当該減額措置を踏まえ、国民健康保険税の減税に関わる規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例の施行日は、令和4年4月1日です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第8号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第8号 稲敷市，稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定について御説明いたします。

本件は、令和4年1月11日に内閣官房長官通知、公用文作成の考え方の周知についてが発出され、同日から施行されたことに伴い、稲敷市，稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会の公用文作成の要領が国の例に準じた扱いを基本としていることから、読点の表記をカンマから点に改めるに当たり、本規約を制定するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦勞さまでした。

次に、議案第9号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第9号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額から1億5,966万8,000円を減額し、予算総額を52億9万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、7ページを御覧ください。

歳入の主なものといたしましては、事業費の確定に伴い、各目において補正するものでございます。

8ページになります。

繰入金の基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして1億8,255万円を減額、諸収入の成田国際空港周辺対策支出金につきましては、見込み額の確定により、特別交付金6,833万5,000円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしまして、主に職員給与費や、新型コロナウイルス感染症対策として実施を見合わせた事業費等の減額、委託料、工事請負費等の入札による契約先など、実績に合わせ、各目において補正するものでございます。

14ページを御覧ください。

農林水産業費の農産物産地育成事業費につきましては、旧産直販売施設解体工事費として、工事請負費5,993万9,000円を計上いたしました。

ページ戻ります。4ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費につきましては、旧産直販売施設解体工事ほか6事業の完了が令和4年度と見込まれるため、総額9,895万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第10号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第10号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要について御説明いたします。

本件は、歳入歳出予算の総額に2億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,499万1,000円とするものであります。

歳入といたしまして、繰越金2億円を増額計上するものであります。

歳出といたしまして、基金積立金2億円を増額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第11号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第11号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要について説明させていただきます。

本件は、令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額に2,976万6,000円を追加し、予算の総額を12億9,361万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、繰越金2,976万6,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費2,085万円を減額し、地域支援事業費61万6,000円、基金積立金5,000万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第12号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第12号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出の予算の総額から1,184万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,266万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、県補助金668万円、一般会計繰入金655万8,000円、町債720万円を減額し、国庫補助金540万円、繰越金319万5,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費712万9,000円、下水道建設費471万4,000円を減額す

るものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道事業建設負担金115万3,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

第3表の地方債につきましては、公共下水道事業債の限度額を600万円、流域下水道事業債の限度額を120万円減額するものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について、担当課長に説明を求めます。

坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、河内町産業観光交流拠点施設に係る指定管理者を、まちづくり河内株式会社に指定するに当たり、議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる期間は、令和4年4月1日から令和19年3月31日までの15年間です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第21号 町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第21号 町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約に係る概要について御説明申し上げます。

本件は、平成28年8月8日議決議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付けに係る変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

旧長竿小学校につきましては、株式会社トキタにてチョウザメの養殖事業を行っておりますが、成魚になるまで約7年を要するため、貸付けから5年を経過した現在も出荷等はできていない状況でございます。また、チョウザメ養殖と並行してトラフグ養殖も進めており、今後出荷に向けた工場を整備し、販売事業を展開していく予定となっております。

このような状況の中、株式会社トキタから、加工販売事業に向けた設備投資をするに当たり、貸付期間を新たに10年間延長していただきたいとお申出がありました。この件につきましては、先日開催されました廃校利活用検討委員会におきましても内容について御検討いただき、承認をいただいております。

当該町有財産の貸付けにつきましては、既に議会で議決されているところではございますが、契約に定める貸付期間を変更する必要があることから、変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうになります。

変更事項でございます。

貸付期間、変更前、平成28年8月10日から平成38年3月31日まで。こちらを変更後といたしまして、令和4年2月22日から令和13年3月31日までという変更とさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第22号 訴えの提起について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第22号 訴えの提起について御説明いたします。

本件は、町が管理する法定外公共物である水路及び道路に構築物や土砂を設置し、不法に占有している者が再三にわたる撤去勧告に応じないため、法定外公共物の水路及び道路の構築物等妨害排除請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第12号及び議案第20号から議案第22号までの計15件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、3月16日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（牧山龍雄君） 日程8、議案第13号から議案第19号を一括として議題といたします。

議案第13号から議案第19号の計7議案は、令和4年度河内町各会計予算でございます。

お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

初めに、北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第13号 令和4年度河内町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額51億23万8,000円で前年度比12.5%の増額となっております。

歳入、別表1を御覧ください。

一般会計の歳入構成につきましては、町税、地方交付税で歳入全体の50.4%を占めてお

り、続いて繰入金11%、町債8.9%、諸収入8.3%の順になっております。

前年度当初予算と比較すると、町債、繰入金、地方交付税が増額となり、一方で、寄附金、分担金及び負担金が減額となっております。

次に、主な歳入科目について御説明申し上げます。

町税、町税予算額は8億1,920万7,000円で、前年度比0.9%減となりましたが、前年度とほぼ同額を見込んでおります。また、たばこ税につきましては、喫煙人口の減少により減額が見込まれますが、前年度実績を踏まえ計上したものでございます。

地方交付税、本町の大きな収入源となっている地方交付税については、令和4年度地方財政計画の概要による増額を見込み、前年度比6.1%増の17億5,000万1,000円を計上しました。

諸収入、諸収入は成田国際空港周辺対策支出金等の増額により、前年度比19.2%増の4億2,221万3,000円を計上いたしました。

続いて、町債、別表4を御参照ください。

詳細は、新設認定こども園建設事業に係る公共施設等適正管理推進事業債として4億590万円を計上いたしました。また、臨時財政対策債は、令和4年度地方財政計画の概要を踏まえ、5,000万円を限度として計上したところでございます。

歳出になります。

(1) 目的別歳出。別表の2を御覧ください。

歳出予算を目的別に見ますと、最も構成比の高いものは民生費の34.9%で、以下、総務費14.6%、教育費11.5%の順となっております。

前年度当初予算と比較すると、民生費、教育費が増額となり、一方で、総務費、議会費等が減額となっております。

(2) 性質別歳出。別表3を御参照ください。

歳出予算を性質別に見ますと、最も公債費の高いものは補助費等の21.6%で、以下、人件費19.4%、普通建設事業費15.4%、物件費14.3%の順となっております。

本年度の普通建設事業につきましては、新設認定こども園建設事業が予定されていることより、前年度比139.8%増の7億8,621万8,000円となっております。

そのほか、前年度当初予算と比較すると、繰出金、維持補修費等が増額となり、一方で積立金、人件費等が減額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第14号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ2,699万3,000円を

減額し11億3,666万円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、国民健康保険税 2億5,826万2,000円、県支出金 7億6,416万9,000円、繰入金 1億1,316万円。

歳出につきましては、総務費3,494万6,000円、保険給付費 7億4,580万3,000円、国民健康保険事業費納付金 3億2,295万1,000円、保健事業費2,140万円、予備費1,000万円。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第15号 令和4年度河内町介護保険特別会計予算の概要について説明いたします。

令和4年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,106万5,000円を増額し12億953万円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、保険料 2億4,046万6,000円、国庫支出金 2億7,056万6,000円、支払基金交付金 3億1,058万5,000円、県支出金 1億7,258万1,000円、繰入金 2億1,531万6,000円、繰越金1,000円。

歳出につきましては、総務費3,550万8,000円、保険給付費11億2,859万6,000円、地域支援事業費4,211万7,000円です。

続きまして、議案第16号 令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要について説明いたします。

令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ153万8,000円を増額し1,106万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、手数料274万3,000円、繰入金832万2,000円。

歳出につきましては、総務費738万4,000円、サービス事業費338万2,000円です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明いたします。

令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ41万4,000円を増額し1億3,043万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料9,127万9,000円、繰入金3,614万2,000円。

歳出につきましては、総務費129万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 1億2,420万5,000円、保健事業費382万7,000円。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第18号 令和4年度河内町下水道事業特別会計予算の概要を説明いたします。

令和4年度河内町下水道事業特別会計予算の総額は、前年度に比べて817万1,000円を減額し3億3,105万9,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりとなります。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,629万8,000円、国庫支出金2,790万円、繰入金2億1,888万6,000円、町債3,735万円。

歳出につきましては、下水道管理費7,579万8,000円、下水道建設費7,854万8,000円、公債費1億7,371万3,000円であります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。予算の概要説明は終わりました。

（発言する者あり） そうですか。

香取上下水道課長、議案第19号の説明をお願いします。

○上下水道課長（香取秀一君） 続きまして、議案第19号 令和4年度河内町水道事業会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度河内町水道事業会計予算は、第3条、収益的収入及び収益的支出の予定額の総額を、前年度に比べ1,200万7,000円を増額し2億8,554万2,000円。

第4条、資本的支出の予定額の総額を、前年度に比べ313万1,000円減額し8,336万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に不足する財源は過年度分消費税資本的収支調整額1,682万6,000円、過年度分損益勘定留保資金6,653万5,000円で補填するものであります。

第3条、収益的収入及び支出の主なものを申し上げます。

4ページを御覧ください。

収益的収入でございますが、営業収益2億2,330万1,000円のうち、給水収益は2億1,754万1,000円でございます。営業外収益6,224万1,000円のうち、一般会計補助金は6,018万円とするものであります。

5ページを御覧ください。

収益的支出でございますが、営業費用2億8,355万1,000円の主なものは、総係費5,110万7,000円、原水及び浄水費1億2,435万6,000円、配水及び給水費4,029万3,000円、減価償却費6,560万円、資産減耗費139万3,000円です。営業外費用の98万9,000円のうち、企業債の支払利息は68万8,000円、加入金補助金は30万円でございます。

6ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては今年度も計上してございません。

資本的支出8,336万1,000円は、建設改良費5,309万4,000円、企業債償還金3,026万7,000円でございます。

以上になります。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、令和4年度各会計予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することを決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第13号 令和4年度河内町一般会計予算から議案第19号 令和4年度河内町水道事業会計予算まで、計7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

これにより、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選いたします。

暫時休憩します。

午後1時56分休憩

午後1時57分開議

○議長（牧山龍雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告したいと思います。

予算審査特別委員会の委員長に星野初英君、副委員長に高橋 稔君、以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る3月16日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月16日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時58分散会